

各務原市スポーツ少年団事業補助金交付要綱

(平成13年2月5日決裁)

(目的)

第1条 市は、スポーツ活動を中心に、野外活動、学習活動、奉仕活動等を通じ、健全な青少年の育成及び地域社会におけるコミュニティーづくりを図るために、各務原市スポーツ少年団事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年7月各務原市規則第34号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の補助事業者は、各務原市スポーツ少年団本部とする。

(補助事業)

第3条 補助金は、補助事業者が行う次の事業等に対して交付するものとする。

- (1) 各務原市スポーツ少年団本部が行う事業
- (2) 各務原市スポーツ少年団種目部会及び単位団の育成に関する事業
- (3) 指導者の研修に関する事業

(交付の額)

第4条 補助金の額は、年間に実施した前条の事業等に要した経費の2分の1以内の額とする。

(交付の条件)

第5条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月1日決裁）

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年の予算に係る補助金から適用する。